

支給に当たっての注意事項（公務員支給対象者向け）

*申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等が必要（所属庁による令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給証明を受けることが必要）ですので、所属庁の証明を受けた上で、令和7年9月30日時点で住民票のある市区町村（令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童については、当該児童の父母等に支給する児童手当の支給認定を行った時点における住民票所在市区町村）に申請してください。

【支給対象者について】

- 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給を受ける方、及び令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
- 令和7年9月分（又は10月分）の児童手当の支給を受ける方が物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合があります。詳細は、【児童手当担当課】担当又は現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生したお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり20,000円です。

【申請先について】

- 令和7年9月分（又は10月分）の児童手当の支給を受ける方は、令和7年9月30日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。
- 令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童については、当該児童の父母等に支給する児童手当の支給認定を行った時点における住民票所在市区町村に対して申請してください。
- 令和7年10月1日（令和7年9月に出生した児童については児童手当の支給認定日）以降に転入された方は、令和7年9月30日時点で住民票のある（転入前の市区町村）が申請先になりますのでご注意ください。

【申請方法等について】

- 所属庁は、申請者の児童手当の受給状況等を証明した申請書を申請者に交付します。
- 申請者は、所属庁から交付を受けた申請書を基準日時点における住所地の市区町村へ提出してください。
- 多くの市区町村の申請受付期間は、令和8年1月から同年3月までとなっていると考えられるので、申請書が交付された後、速やかに申請・支払方法等について申請先の市区町村のホームページ等を確認し、申請してください。

- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。

【市区町村からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、市区町村から問合せを行うことがあります、A T M（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市区町村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、物価高対応子育て応援手当を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、市区町村が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他の配偶者等は支給を受けられません。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、【児童手当担当課】担当又は申請先の市区町村までお問い合わせください。